

## 相続法制改正 -残された配偶者の生活安定化-

- ①配偶者居住権の創設～高齢化社会の急速な進展への対策
- ②婚姻20年以上夫婦住宅譲渡優遇策～遺産分割の対象からの除外
- ③法務局における遺言書の保管等に関する法律
- ④自筆証書遺言～家庭裁判所検認制度の不要
- ⑤自筆証書遺言の方式緩和～パソコンでの作成を一部可能に
- ⑥介護に貢献で請求権～相続の不公平感の是正～
- ⑦金融機関の「仮払い制度」の創設

## ①配偶者居住権の創設～高齢化社会の急速な進展への対策

- 夫の死後も自宅に安心して住み続けられる制度の整備が大きなテーマでした
- そこで、住宅の権利を「所有権」と「居住権」に分割しました。
- 配偶者は居住権を取得すれば、自宅に住み続けることができます。
- 居住権の評価額は、「残された配偶者の年齢や平均寿命に基づいて算定されます

## ②婚姻20年以上夫婦住宅譲渡優遇策～遺産分割の対象からの除外

- 20年以上の夫婦の場合、「配偶者が生前贈与や遺言で譲り受けた住居は、原則として遺産分割の対象に」になりません
- 配偶者は住居を離れる必要がなく、他の財産の配分が増え生活安定を目指せます



### ③法務局における遺言書の保管等に関する法律

- 自筆証書遺言を法務局で保管できる制度です
- 自筆証書遺言は遺言が執行されないリスクが伴います（遺言書の破棄、改竄、紛失・未発見等）
- そこで、法務局が自筆証書遺言を保管する制度を設けたのです
- 相続人が遺言の有無を調べられる制度を導入します。



### ④自筆証書遺言～家庭裁判所検認制度の不要

- 自筆証書遺言を法務局に預けた場合は、家庭裁判所で相続人が立ち会って内容を確認する「検認」の手続が不要となります
- 預ける際には最低限の書式確認を行うため、不備による無効が防止出来て、速やかな遺言執行が可能となります

## ⑤自筆証書遺言の方式緩和～パソコンでの作成を一部可能に

- 自筆証書遺言は「全文を自書する」ことが成立要件とされます
- そのため、作成にかかる負担が決して軽くありませんでした。
- そこで、財産の一覧を示す「財産目録」はパソコンでの作成を可能にするようにしました
- 負担軽減による遺言の普及と誤字脱字等によるトラブル防止が期待できます



## ⑥介護に貢献で請求権～相続の不公平感の是正～

- 相続権のない6親等以内の親族（いとこの孫ら）以内の血族と、3親等（めいやおい）以内の配偶者が介護等貢献した場合、相続人に金銭を請求できる制度です
- たとえば、義父を介護してきた「息子の妻」などが請求できるようになります
- ただし、事実婚や内縁など、戸籍上の親族でない人は従来通り請求できません



## ⑦金融機関の「仮払い制度」の創設

- 葬儀費用や残された家族の当面の生活費に、個人の預貯金を充てたい…
- そんな声を受けて、相続対象となる預貯金の取り扱いが見直されました
- 現状では、銀行等の金融機関は、遺産分割協議が成立するまで原則として故人の遺産の払戻や名義変更に応じません（いわゆる「口座の凍結」）
- そこで、遺産分割協議が終わる前でも、生活費や葬儀費用の支払いなどのために故人の預貯金を金融機関から引き出しやすくする「仮払制度」を創設したのです

